



令和5年度 自治会向け法律相談会の相談内容紹介について

令和5年度 自治会向け法律相談会の主な相談内容、回答をとりまとめましたので、自治会活動の参考としてください。

● 会費未払い

1. 共益費の未納者に対して、督促などどのようにすればいいですか。→共益費は、すべての入居者に支払義務があります。内容証明等を送付しても支払いに応じない場合は、民事訴訟も検討しましょう。「少額訴訟」の利用は、弁護士に依頼をせず、自治会で裁判（提訴）することも可能です。

2. 共益費を支払わない人がいる場合、公表してもいいですか。
→未払者の公表はプライバシー侵害の問題があるので、控えるのが妥当です。



● 運営・会則等

3. 自治会が裁判を起こす場合に、弁護士費用などのかなりの金額が必要なのでしょうか。→弁護士の費用は多くの場合、着手金・報酬金の二段階制です。費用については、個々の相談内容によって変わりますので、相談時に確認をお願いします。

4. 自治会会則は会員に対し拘束力があるのでしょうか。→会則のルールなど内容自体に問題がない限り、自治会会則は会員に対し拘束力を及ぼすと考えていいでしょう。



● 放置自転車

5. 放置自転車の廃棄について、所有者が不明であり、移動ができない場合はどのようにしたらいいのでしょうか。→問題は、所有権が放棄されているかがわからないという点にあります。できる限り所有権が放棄されているとの推定が働く状況（所有者に引き取りを求める張り紙を相当期間設置する、警察に盗難照会するなど）を確認したうえで、廃棄することが必要です。また、当該自転車の状況に応じた判断も必要となります。



● 補償

6. 自治会の業務で会員がケガをした場合、自治会が責任を負うのでしょうか。
→基本的に、作業を担当し、けがをした会員の自己責任となります。ただし、他の会員等が方法等を指示するなど、他の会員等に有責性（責任があること）が認められる場合には、同会員に責任が及びます。



● 嫌がらせ

7. エレベーターに嘔吐したりする人がいて迷惑しています。何かしらの請求ができますか。
→自治会として、何かしら請求するのであれば、自治会の規約で定めることが必要です。ただ、やむを得ないケースもあると思われるので、実際の運用としては、悪質なケースに限るのが望ましいでしょう。



● お願い

- ・ 記載内容は、掲載する文字数制限の範囲で作成しています。
- ・ 記載に関する質問やご相談等については、お答えできません。

令和6年度の法律相談会も、是非ご利用ください！

自衛消防訓練には、こんな実施方法もあります！

「みんなで集まって避難訓練や消火訓練を行うのは難しい…。」そんな場合には、自治会活動（清掃や総会等）の中でも実施ができる、下記①②③④の方法もご検討ください。
また、防火・防災意識をより高めるために、消防署の方からの「防災講話」も訓練となりますので、集会所等での実施場所のご相談など、詳しくは、各消防署へお問い合わせください。

①日常生活の中で実施する訓練

（訓練種別：避難訓練）

避難経路や避難場所、非常ベルや消火器などの設置場所を確認をしてもらう方法です。



②東京消防庁ホームページの動画を活用した訓練

（訓練種別：消火・通報訓練）

右のQRコードから「お役立ち」メニュー→「防火訓練ポータルサイト」を参照ください。



③広報紙「すまいのひろば」火災予防記事を活用した訓練（訓練種別は記事内容にて判断）

年に数回、自衛消防訓練や火災予防などの記事を掲載していますのでご参考ください。

④区・市や町内会等などが実施する防災訓練に参加することでも訓練として認められます。

※公社ホームページ内「自衛消防訓練実施の手引き」も合わせてご覧ください。

多言語翻訳機「ポケットク」の貸し出しについて

生活ルールの説明や相談等、お住まいの団地で外国語を話す方との会話をサポートするため、自治会向けに多言語翻訳機「ポケットク」の貸し出しを行っています。

申込、受付は、管轄の窓口センターとなりますので、是非ご利用ください。

（貸し出しをご希望の際は、事前に管轄の窓口センターへご連絡をお願いします。）



【令和7年4月開始分】共益費徴収事業の申込みを受け付けています。

現在、申込みを検討している自治会等に募集案内をお送りしています。

★募集案内の送付及び申込み期限 = **令和6年6月末必着**

申込みはお早めに！

<申込期限について>

申込期限は令和6年6月末までとなります。申込みにあたっては、自治会等における合意形成や書類の準備等が必要ですので、お早めにご検討ください。

お問い合わせは、

JKK東京お客さまセンターへ

受付時間 9時～18時

（土日・祝日・年末年始は除く）

・本紙に関する問い合わせ 都営管理課 都営管理係

・共益費徴収事業に関する問い合わせ

都営管理課 共益費事業推進係

ナビダイヤル ☎0570-03-0071

※携帯電話の無料通話分や割引サービスがご利用可能な方

☎03-6279-2652

 **JKK東京**
ホームページのご案内

自治会等の活動に
関する情報は**こちら**



一部自治会等関連手続きで
オンラインの受付は**こちら**

